

失敗をおそれない、きみのチャレンジを応援したい。

社会貢献も、自己実現も。両方、備えたシステム会社

求 人 者	フリガナ	リョウビ システムズ		
	社名	株式会社 両備システムズ		
	代表者	代表取締役 松田 久		
	本社所在地	・岡山本社 〒700-8504 岡山市南区豊成二丁目7番16号 TEL:086-264-1123 FAX:086-264-0994 E-mail:recruit@ryobi.co.jp ・東京本社 〒108-0014 東京都港区芝五丁目33番1号 森永プラザビル本館16階 TEL:03-3769-7800 FAX:03-3769-7806		
	支社・営業所	支社:大阪 支店:東北、名古屋、九州 営業所:4ヶ所		
	書類提出先	岡山本社 人財戦略部 採用グループ		
採用担当者	人財戦略部 採用グループ			
会 社 概 要	設 立	1969年12月15日	創 業	1965年 6月 5日
	業 種	情報処理サービス業	株式区分	非上場
	資本金	3億円	従業員数	724人(男 580人 女 144人)
	売上高	128億円(2018年12月期 単体) 242億円(2018年12月期 連結)	平均年齢	40歳
募 集 要 項	求人数	60名程度 2020年3月までに4年制大学・大学院(全学部・全学科)、高等専門学校(学士相当)、専門学校(高度専門士)を卒業見込みの方(既卒・第二新卒含む)		
	学部学科	全学部全学科		
	募集職種	SE(システムエンジニア)職、ソリューション営業職		
	勤務予定地	岡山、東京、大阪、福岡、名古屋 他		
	勤務時間	8時45分～17時30分		
	仕事内容	創業から約55年、当社は行政、医療、健康保健分野のシステムの全国展開や、安全・安心な高規格データセンターの整備・運営、IoT・AI技術を活用したビジネスモデルの開発など、西日本に本社を置く独立系IT企業の中で最大規模の集団として成長を続けています。 そのほか、両備システムズグループとして、文教、製造・流通・運輸交通分野のシステム開発、ハードウェア販売・保守などの仕事をしています。		
	休日・休暇	土曜日・日曜日(完全週休2日制)、祝日、年末年始、年次有給休暇(初年度15日、最大20日) ※有給休暇取得推進の取り組みとして、以下制度を設けています。 ・リフレッシュ休暇:連続5営業日、休暇を取得(前後の土日を含め9連休) ・アニバーサリー休暇:誕生日や結婚記念日などの記念日に取得 ・ブリッジホリデー:ゴールデンウィーク・シルバーウィーク中の平日に取得することで連続休暇を実現		
	初任給	基本給(SE職、営業職共通) 大学卒 209,000円 / 修士了 211,200円 (2018年4月実績)		
	賞与	年2回(6月・12月)		
	諸手当	住宅手当、勤務地手当、通勤手当、時間外勤務手当 他		
社会保険	雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金			
福利厚生	確定拠出年金、財形貯蓄、社員旅行、クラブ活動、ノー残業デー、フレックスタイム制度、在宅勤務制度、健康コンサルタントによるカウンセリング ほか			
採 用 試 験	応募方法	自由応募		
	提出書類	自筆履歴書(大学指定または大学指定の項目に準ずるもの)、卒業(修了)見込証明書、成績証明書 ※大学院生の方は、学位取得時の卒業証明書および成績証明書も提出して下さい。		
	申込方法	まずはリクナビ、マイナビ、キャリアタスのいずれかよりエントリーしてください。		
	試験内容	適性検査、筆記試験、面接		
	その他	詳細はホームページをご覧ください。 URL https://www.ryobi.co.jp/recruit/		

青少年雇用情報シート（企業全体での【 **正社員** / 正社員以外

※海外支店等に勤務している労働者については除外した情報となります

事業所名	株式会社 両備システムズ	求人番号		記入日	平成 31 年 1 月 15 日
------	--------------	------	--	-----	------------------

1 募集・採用に関する情報

		企業全体の情報			【 】に関する情報		
①	直近3事業年度の新卒者等の採用者数	前年度 34 人	2年度前 37 人	3年度前 39 人	前年度	2年度前	3年度前
	直近3事業年度の新卒者等の離職者数	前年度 1 人	2年度前 1 人	3年度前 3 人	前年度	2年度前	3年度前
②	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（男性）	前年度 20 人	2年度前 25 人	3年度前 27 人	前年度	2年度前	3年度前
	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（女性）	前年度 14 人	2年度前 12 人	3年度前 12 人	前年度	2年度前	3年度前
③	平均継続勤務年数	15.1 年			年		
※	従業員の平均年齢 (参考値として、可能であれば記載してください。)	40.2 歳			歳		

2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

①	研修の有無及びその内容	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	新入社員研修、技術者研修、階層別研修ほか
②	自己啓発支援の有無及びその内容	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	基本情報技術者試験など、あらかじめ定められた試験に合格した場合は受験料の補填、および報奨金を支給します。
③	メンター制度の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
④	キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	定期的な上司との面談あり
⑤	社内検定等の制度の有無及びその内容	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	IPA主催 情報処理技術者試験など

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

		企業全体の情報		【 】に関する情報	
①	前事業年度の月平均所定外労働時間	14.8 時間		時間	
②	前事業年度の有給休暇の平均取得日数	17.3 日		日	
③	前事業年度の育児休業取得者数/出産者数	女性 10 / 10 人	男性 1 / 26 人	女性	男性
④	役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合	役員 0 %	管理職 5.1 %		

※ ④については、雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。

雇用保険適用事業所番号

1797-2

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象となる求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名 株式会社両備システムズ
 事業所所在地 岡山県岡山市南区二丁目7番16号
 代表者名 松田 久

対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』(LL281226派若01)により確認し、理解しました。

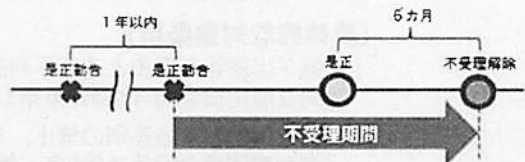
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にし点(「✓」)を記入してください。なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

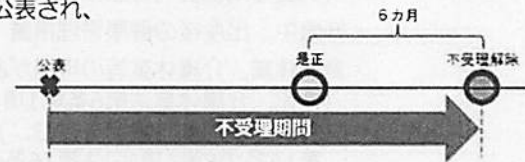
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



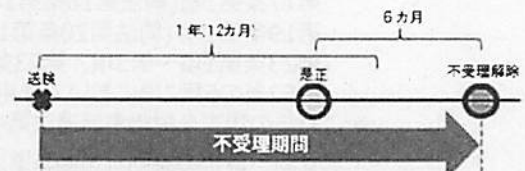
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

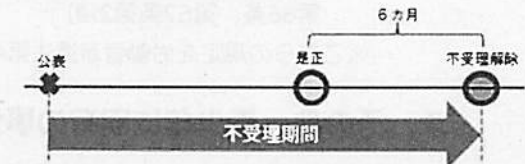
- a 当該違反行為を是正していない。
- b 送検後1年が経過していない。
- c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表(*)され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1及び項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
 ①労働基準監督署による是正勧告、
 ②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

求人不受理の対象となる規定

1. 過重労働の制限などに対する規定

長時間労働や賃金不払い残業などに関する法違反は、若者の円滑なキャリア形成に支障をきたす恐れがあるため、以下の規定を対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・強制労働の禁止（労働基準法第5条）
- ・賃金関係（最低賃金、割増賃金等）
（労働基準法第24条、第37条第1項及び第4項、最低賃金法第4条第1項）
- ・労働時間（労働基準法第32条）
- ・休憩、休日、年次有給休暇
（労働基準法第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項及び第7項）

※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

2. 性別や仕事と育児などの両立などに関する規定

性別や仕事と育児などの両立を理由とした不適切な取扱いがなされる場合は、若者の継続就業が困難となることがあるため、以下の規定を対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等
（男女雇用機会均等法第9条第1項～第3項、第11条の2第1項）
- ・性別を理由とする差別の禁止、セクハラ等
（男女雇用機会均等法第5条、第6条、第7条、第11条第1項）
- ・妊娠中、出産後の健康管理措置（男女雇用機会均等法第12条、第13条第1項）
- ・育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止等
（育児・介護休業法第6条第1項、第10条(同法第16条、第16条の4、第16条の7において準用する場合を含む。)、第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の8第1項(同法第16条の9第1項において準用する場合を含む。)、第16条の10、第17条第1項(同法第18条第1項において準用する場合を含む。)、第18条の2、第19条第1項(同法第20条第1項において準用する場合を含む。)、第20条の2、第23条第1項～第3項、第23条の2、第25条、第26条、第52条の4第2項(同法第52条の5第2項において準用する場合を含む。))

※これらの規定を労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。

- ・男女同一賃金の原則（労働基準法第4条）
- ・妊産婦の坑内業務の制限等
（労働基準法第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項）

※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

3. その他、青少年に固有の事情を背景とする課題に関する規定

新卒採用においては、募集から採用・就業までの期間が長く、募集段階から労働条件に変更が生じやすいことから、就業前に労働条件を確認することが重要であるため、労働契約締結時の労働条件の明示規定を対象としています。また、年少者に関する労働基準の規定も対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・労働条件の明示（労働基準法第15条第1項及び第3項）
- ・年少者に関する労働基準
（労働基準法第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条）

※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。